

## 提出意見

主な内容	下記の該当するものに○をつけてください（※複数選択可） <u>処分方法</u> ・ 処分時期 ・ 風評対策 ・ その他
<p>低レベル放射性廃棄物を、陸上保管可能な代替案があるにもかかわらず、意図的に海洋放出して海を汚染するのはロンドン条約とその議定書に違反し、国連海洋法条約にも違反します。</p> <p>「低レベル放射性廃棄物の海洋投棄は、国際原子力機関の基準等に則って行えば、公衆の健康に特段の影響を与えるものではないと考える。しかし、…我が国としては、今後、低レベル放射性廃棄物の処分の方針として、海洋投棄を選択肢にしない」との1993年11月2日付け原子力委員会決定に従い、トリチウム汚染水の海洋投棄を断念すべきです。原子力委員会は、脱原発福島県民会議等8団体による質問への5月13日の回答で、この低レベル放射性廃棄物は「固体廃棄物や固化した廃棄物を海洋に投棄して処分することを指すことから、福島第一原発トリチウム汚染水の海洋放出は、『海洋投棄』に該当しない。」としていますが、ロンドン条約では、第三条4項で、海洋投棄が禁止される「『廃棄物その他の物』とは、あらゆる種類、形状又は性状の物質をいう。」と定義し、第四条第1項で「廃棄物その他の物の投棄（その形態及び状態のいかんを問わない。）を禁止する。」と明記しています。固体以外の液体なら除外されるという理解や主張そのものがロンドン条約違反です。1996年議定書の附属書一では、「国際原子力機関によって定義され、かつ、締約国によって採択される僅少レベル（すなわち、免除されるレベル）の濃度以上の放射能を有する」しゅんせつ物・下水汚泥・魚類残さ又は魚類の工業的加工作業から生ずる物質等8種類の物質は「投棄の対象として検討してはならない」とされていますが、トリチウム汚染水などの放射能汚染水は「投棄を検討することができる対象」ですらなく、「高度濃度放射性廃液を免除レベル未満へ海水で希釈すれば海洋投棄できる」という規定も全くないのです。</p> <p>トリチウム汚染水の海洋放出法には、(a)大型タンカーに積み替えて沖で放出、(b)パイプラインを伸ばして沖で放出、(c)排出口を沿岸部に設置して放出の3つが考えられます。(a)は明らかに海洋投棄であり、禁止されています。(b)については、「パイプライン」がロンドン条約第三条第1項の「船舶、航空機又はプラットフォームその他の人工海洋構築物」に該当するかどうか、国際海事機関で議論が続いており、今は禁止されていませんが、今後、一層の規制強化が図られ、禁止される可能性もあります。</p> <p>とはいえ、<u>(a)で禁止されるトリチウム汚染水の海洋放出が、方法を(b)や(c)に変えただけで禁止されないというのも理が通りません。海洋汚染防止の本来の目的から言って、結果が同じであれば、方法が違っても禁止すべきです。世界に先行して日本で禁止することはロンドン条約の趣旨でもあります。</u></p> <p>ところが、経産省は2018年説明・公聴会で「タンカー船や配管を引くことによる沖合での海水希釈・海洋放出」の可能性を問われ、「海上からの放射性廃棄物の海洋投棄は、ロンドン条約及び原子炉等規制法により禁止されている。」と回答しただけで、海洋投棄が禁止されている放射能汚染水を、なぜ、(c)の方法でなら海洋放出しても良いのか、説明していません。「(ロンドン条約は)陸上からの排出を禁止していないと解される」とも回答していますが、国連海洋法条約では(b)も(c)も海洋放出の規制対象になっており、「禁止されていないから、汚染水を海洋放出して良い」とはなりません。</p> <p>現に、1982年の国連海洋法条約では、1972年ロンドン条約の「投棄」の定義をそのまま条文化し、第210条で「投棄による海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため法令を制定」し「必要な他の措置をとる。」と定めると同時に、第207条で「<u>陸にある発生源（河川、三角江、パイプライン及び排水口を含む。）からの海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するための法令を制定</u>」し「必要な他の措置をとる。」と、「投棄」と同じ表現で定め、さらに、第213条で「第207条の規定に従って制定する自国の法令を執行するものと」すると、法令の執行まで強く求めています。<u>ロンドン条約と国連海洋法条約の間に壁はないというのが国際的な常識なのです。ロンドン条約・議定書と国連海洋法条約の海洋汚染防止の趣旨を踏まえるなら、海洋投棄が禁止されているものを、放出手段を変えて「投棄」するのは、国際的な信義にもとる違反行為と言えます。トリチウム汚染水の海洋放出を断念すべきです。</u></p>	